

経営形態の規定要因（Ⅱ）

高 岡 義 幸

目 次

1. はじめに
2. 従来の経営形態規定要因の類型的考察……………（以上前号）
3. 経営形態規定要因批判
 - I. 序
 - II. 唯心論的経営形態規定要因について
 - II-1. 「所有者論」に対する批判
 - II-2. 「専門経営者論」に対する批判……………（以上本号）
 - II-3. 「労働者参加論」に対する批判
 - III. 唯物論的経営形態規定要因について
4. 経営形態規定要因——私見

3. 経営形態規定要因批判

I. 序

われわれは先に、従来主張されてきた多くの経営形態論に見られる経営形態規定要因を考察し、その類型化を試みた。⁽¹⁾その考察によって、従来の経営形態規定要因はまず唯心論的立場に立つものと唯物論的立場に立つものとに大別され、前者は更に「所有者論」、「専門経営者論」、「労働者参加論」に分けることができ、後者は「個別経済学的要因論」と「社会経済学的要因論」とに分けうることを確認した。そして唯心論的立場に立つ諸説

は概して企業に見られる諸事象のうちの企業経営主体に着目し、これによって具体化される運営のタイプを類別しようとするものであり、他方唯物論的立場に立つ諸説は企業経営を客観的視点からとらえ、具体的には企業資本に着目し、これの量的増大にそつた企業の質的高次化を類別しようとするものであることを確認した。

企業の本質を社会的個別資本の運動とみなすわれわれの立場からは上記の二大類型に見られる主張はいずれも企業の本質に規定された具体的諸現象の一側面に関するものであると考える。後者が企業を基本的には私的な存在とみなし、その個別資本としての発展をとらえようとしているのに対し、前者は企業の私的な存在としての性格の希薄化、言い換えれば、企業の社会的存在としての性格がしだいに前面に出て来ることをとらえようとしていると言えよう。従つて企業の形式を包括的にとらえるためには上記の類型で示された企業の両側面の統合的な把握が必要であると考える。このような基本的認識に基づいて各経営形態規定要因を批判的に検討してみよう。

- (1) 拙稿・経営形態の規定要因（I），広島経済大学経済研究論集，第8巻第3号，1985年9月参照。

II. 唯心論的経営形態規定要因について

II-1. 「所有者論」に対する批判

① 「所有者論」の主張

まず「所有者論」の主張の要点を確認してみよう。ここに言う「所有者論」とは所有者が同時に企業経営主体であることを前提とし、企業経営主体たる所有者自身のタイプの違いによって経営形態を類別した説を包括する類型名である。「所有者論」の主張は次の二点に集約できよう。

その一つはM. C. クロスの説に典型的に見られる。この主張は企業のタイプが企業資本の増大にそつて発展するという認識から出発している。企

業資本の増大は、通例一企業当たりの出資者数の増大によって実現されるため、出資者、すなわち所有者のタイプにも変化が生ずる。そこで、これに着目して企業のタイプを類別しようという主張である。所有者のタイプを判定するための要素として挙げられているもののうち、主要なものは、その企業における各所有者の支配の内容、利益分配、危険負担などであって、たとえば、支配の内容について見ると、これが一個人に集中している (centered) のは単独所有者であり、複数の出資者間に分担されている (shared) のはパートナーである。また企業支配が一定の人達に委任されている (delegated) のは株式所有者の特徴である。同様に、企業資本の増大に従って所有者一人当たりの分配利益は希薄化し、危険負担は分散していく。これらの指標でもって企業は基本的には個人企業、パートナーシップ、コーポレーションの三類型に区分される。⁽¹⁾

「所有者論」のいま一つの主張はK. メレロヴィッツの説に見られる。これによれば、経営はそれが属する社会経済体制の違いによって異なった経済目標をもち、この目標を基準とする時経営のタイプが類別できる。社会経済体制の違いは基本的には財産の所有形態の違いに規定されているとすることができよう。財産の所有形態の違いは個々の経営においてはその所有主体の違いとして現われ、ひいてはこれが経営の経済目標の違いとして具体化するのである。従って彼の説も結局は企業における所有主体のタイプを基準としたものである。具体的には、私的所有主体は最大可能な利益の追求を目標とする営利経済的経営を形成し、協同組合所有者は成員の振興を目標とする協同組合的経営を形成する。また、公的所有主体が形成するのは欲求の充足を目標とする共同経済的経営 (= 公共経営) である。⁽²⁾

(1) cf., M. C. Cross, *Types of Business Enterprise*, Prentice-Hall, Inc., 1928, p. 26~27.

(2) Vgl., K. Mellerowicz, *Allgemeine Betriebswirtschaftslehre*, 11Aufl., 1961, S. 115~117.

② 「所有者論」の評価

まず、第一の主張について検討してみよう。財産の私的所有を基本原則とする資本主義社会においては、経済的利益の獲得が基本的には所有権に依拠している。したがって企業の所有的側面に着目し、所有主体の違いに起因する所有機能の違いを区分しているという限りにおいてはこの方法は妥当性を有していると考える。ところが、この説の企業本質観は後に取り上げる「専門経営者論」や「労働者参加論」に比べれば歴史的には最も初期のものである。すなわち、企業が資本投下的手段あるいは出資者のための利潤極大化の手段とみなされていて、企業の基本的形式が所有者の利害という視角からとらえられている。そのためこの説では所有者以外の要素は企業にとっては外的要素にすぎない。そこで企業の形式は所有者の構造、具体的には所有者間の「契約的結合」の如何に着目して究明されることになり、分析の力点が契約関係の有無、および「契約の本質」の解明に置かれている。その結果、所有権という法律形式レベルの議論から先への展開が十分なされないままとなっているのは否めない。今日の特に大規模企業の実態は出資者間の契約という次元を越えて進展していることは周知のとおりである。そのため企業の形式も考察対象を所有者以外にまで拡大し捉える必要があると考える。ちなみに、この問題は今日すでに会社法の分野においても議論されている⁽¹⁾。また、後に取り上げる「専門経営者論」や「労働者参加論」の背景にはこの認識があると思われる。

しかしながら、資本主義社会の企業における支配や利益分配および危険負担などはこの主張に見られるような、所有者を基軸として組み立てられた形式から遊離してしまっているわけではない。そのため企業の基礎的構造の分析はこのレベルの分析に遡って始めざるをえないのも事実である。そして実際には現実がこの主張に見られる形式から如何に乖離しているかを把握することによって現実の企業構造の特徴を明らかにすることが可能になるとと思われる。その意味ではM. C. クロスの分析はそこから現実が如何に乖離しているかを測定する、いわば原点としての意味を有していると

言えよう。

またこの第一の主張で区分されている企業の諸形態は企業資本調達方法の段階的発展を示すものでもある。言い換えれば、それは所有者のタイプが変わることによって、一企業全体としての資本規模拡大の可能性が発展することを段階的に示す諸形式でもある。その意味で第一の主張に見られる類別化は企業の発展を個別資本としての側面においてとらえようとする際にも関連性を有する分析と言えよう。

次に所有者論の第二の主張を検討してみよう。経営をその所有主体の公私および協同組合的所有に着目してとらえ、これらの違いに起因する経済的側面の違いを分析した場合、資本主義社会においても営利経済的でない経営の存在することを明らかにし、その区分を論じた点にまずこの主張の意義が見い出せよう。⁽²⁾ 仮に企業の基礎的形式を経済的側面においてではなく、管理的側面においてとらえるなら、後に「専門経営者論」の評価において指摘しているように、むしろこれらの間の差異の減少を説く主張も成り立ちえよう。しかし、経営学を経営経済学として立論する立場に立てばこの第二の主張に見られる区分は非営利経済的経営の特徴を明らかにするにとどまらず、これとの対比によって、資本主義本来の企業の特徴をより明らかにしうるものとしても評価できよう。

ただ、欲を言えば、区分された三形態間の相互関係が十分明らかにされていないように思われる。資本主義経済の発展過程において、その制約を受けながら必ずしも営利経済的でない経営が、営利経済的経営となぜ如何なる関係をもって生成・発展してきたかをとらえることによって、たとえば公的所有主体による経営に関しても、これのもつ資本主義的側面をより明確に把握することが可能となろう。⁽³⁾

さらに言えば、営利経済的経営自身の区分にも問題が残されていると言えよう。先に列挙した三形態の中でも資本主義社会においては営利経済的経営が主流を占め、今日ではこれ自身の適切な類別がむしろ重要になっている。ところがメレロヴィッツの場合これが「営利経済の諸形態はその法

律形態から明らかになる⁽⁴⁾』という認識に基づくものであり、先に取り上げたM. C. クロスの方法と基本的には同じレベルのものにとどまっていると言わざるをえない。

- (1) 川内克忠・経営参加と会社法，同文館出版，1981年参照。
- (2) 大島国雄氏によれば「資本主義と言えれば私企業と考える慣習は，今日では修正が必要であり」，私企業と並んで公企業とか協同組合企業の成立発展が見られることにも注目しなければならない(大島国雄・企業形態論，同文館出版，1981年，107頁および129頁参照)。
- (3) 公的に所有されている企業の資本主義的本質についてはたとえば次のもの参照。馬場克三・個別資本と経営技術，有斐閣，1966年，および大島国雄・前掲書。

また，資本主義の発達と協同組合の関係については次のもの参照。生田靖・「資本主義の発達と協同組合」，武内哲夫，生田靖，協同組合の理論と歴史，ミネルヴァ書房，1976年，および風戸伊作・協同組合論の解明，時潮社，1975年。

- (4) K. Mellerowicz, Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 11Aufl., 1961, S. 118.

II - 2. 「専門経営者論」に対する批判

① 「専門経営者論」の主張

ここに言う「専門経営者論」とは，すでに経営形態規定要因の類型化に際して規定したとおり，企業経営主体として，所有者に替って専門経営者が台頭し，しかも彼等が企業経営において自主性を拡大していくものと認識して，ここに経営形態の発展をとらえようとする説の類型名である。この類型の主張は次の二点に集約でき，各論者の説はその重点の置き方は異なるものの，これら両主張が密接に組み合わされて展開されている。

主張の第一は，経営者支配の成立を肯定し，これを経営形態類別の指標とするものである。すなわち，企業規模の巨大化は所有者を企業経営から後退せしめ，これに替って所有を背景としない専門経営者を，企業支配力をもつ新たな企業経営主体として台頭せしめると考え，ここに経営形態の

発展が見られるとする主張である。

経営者支配成立の論拠としては次の二つの状況が挙げられている。その一つは株式の分散である。この見解によると、株式が広範に分散すれば多くの零細株主が生みだされ、同時に相対的な大株主でさえもその持株比率が低下する。ここに所有者が企業経営主体たる基盤が弱体化し、逆に専門経営者の台頭を促す基盤が準備される。これはパーリ＝ミーゼの説に典型的に見られる。⁽¹⁾ 今一つの論拠は企業経営職能の高度化である。この見解によれば企業の発展は企業経営職能の量的増大および困難性の高次化を伴う。そこでこれに対処しうる能力の入手が困難となり、この能力の担い手たる専門経営者の台頭が必然化される。これはパーナムやガルブレイスの説に典型的に見られる。⁽²⁾ 経営者支配の成立を経営形態の規定要因とする視角からは基本的に「所有経営者支配経営」と「専門経営者支配経営」との区分が意図されていると言えよう。これら両類型間の相違を代表的論者の表現を借りて示せば次のようになる。

- (a) 所有経営者支配経営………「所有者達即ち、株主たちのために運営」⁽³⁾される、「出資者の私的利潤の追求と直接に結びつい」た「資本収益性原則」⁽⁴⁾、「資本所有者の資本の維持と増殖」⁽⁵⁾
- (b) 専門経営者支配経営………「所有者と支配者との利害関係は殆んど全く対立する」⁽⁶⁾、「企業維持のための資本収益性」⁽⁷⁾、「会社そのものを維持し、発展、成長させる」⁽⁸⁾

次に、「専門経営者論」の第二の主張として、企業経営者自身における公共性の深化という認識があるのを見逃してはなるまい。これを最も明確に提示しているのはパーリ＝ミーゼであろう。彼等の主張によれば、企業は巨大化するにつれてしだいに出資者の私的な所有物としての域を越え、「準公開会社」としての性格をもつようになる。⁽⁹⁾ そこで、このような性格をもつに至った企業の「支配」は「私的貪欲よりもむしろ公的政策の立場から、…（中略）…中立的テクノクラシーへと発展すべきである」⁽¹⁰⁾ という。企業経営者が企業の広い社会的諸関係を認識し、企業経営の公共

性に配慮しているか否かを基準として、彼等は経営者支配型経営を更に次のようなタイプに区別している⁽¹¹⁾。

(a) 経営者が自己の利益のために運営するタイプ。

(b) 「所有者だけでなく、また支配者だけでなく、全社会に対して役務を呈供す⁽¹²⁾」るタイプ。

この(b)タイプの経営こそ彼等の言う「株式会社の新概念⁽¹³⁾」に他ならない。パーリミーンズの説が経営形態論として有する意義は、いわゆる「経営者支配」型経営を指摘した点にとどまらず、さらに、このタイプの経営の中に、企業の公共性を認識した専門経営者による「中立的テクノクラシー」型経営の可能性を主張した点にも求めるべきであろう。

- (1) A. A. Berle and G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, Revised Edition, Harcourt, Brace & World, Inc., 1968 (1st Edition, 1932).
- (2) J. Burnham, *The Managerial Revolution*, Greenwood Press, Publishers, 1941. J. K. Galbraith, *The New Industrial State*, Second Edition, Revised, Houghton Mifflin Company, 1971 (1st Edition, 1967).
- (3) A. A. Berle and G. C. Means, *ibid.*, p. 293. 北島忠男訳・近代株式会社と私有財産, 文雅堂銀行研究社, 昭和45年, 423頁。
- (4) 占部都美・経営形態論, 白桃書房, 昭和55年, 233頁。
- (5) 山城 章・経営学原理, 白桃書房, 昭和56年, 81頁。
- (6) A. A. Berle and G. C. Means, *ibid.*, p. 115. 前掲邦訳・152頁。
- (7) 占部都美・前掲書, 233頁。
- (8) 山城 章・前掲書, 82頁。
- (9) *cf.*, A. A. Berle and G. C. Means, *ibid.*, p. 7. 前掲邦訳・7頁参照。
- (10) A. A. Berle and G. C. Means, *ibid.*, p. 312. 前掲邦訳・450頁。
- (11) *cf.*, A. A. Berle and G. C. Means, *ibid.*, p. 311~312. 前掲邦訳・448~449頁参照。および藻利重隆・現代株式会社と経営者, 千倉書房, 1984年, 14~15頁参照。
- (12) A. A. Berle and G. C. Means, *ibid.*, p. 312. 前掲邦訳・449頁。
- (13) A. A. Berle and G. C. Means, *ibid.*, Book IV, Ch. IV. 前掲邦訳・第四篇第四章。

② 「専門経営者論」の評価

先に指摘した二つの主張は相互に密接な関係を有しているのであるが、論点を明確にするために別々に考察してみよう。

②-1. 第一の主張（経営者支配の成立）に対する評価

ここでは第一に経営者支配の成立が実際に論証しうるのか否かということと、第二には仮りにそれを論証しうるとしても、それが経営形態規定要因としての意味をもちうるのか否かが評価のポイントとなる。

まず、株式分散に起因して経営者支配が成立するという見解について検討してみよう。株式が広範に分散し、その結果多くの零細株主が誕生して、彼等が企業経営に実質的影響力を持たなくなること、および相対的な大株主の持株比率でさえ低下する傾向があることはすでに常識化している。しかし経営者支配の成立を証明するに際して株式分散を原因とする見解を基本的に肯定するとしても、企業支配力の有無を判定する目安として設定される持株比率に恣意性が入るのは避けられまい。⁽¹⁾ 実際、株式分散を論拠として経営者支配の成立を説くことに反対する立場からの説には次のようなものがある。

その第一は、無機能化した株主の増大は大株主の発言力をかえって強化する可能性があるとする、いわゆる少数所有支配の可能性を認める主張である。⁽²⁾ しかし、たとえばバーリー＝ミーンズは少数所有支配を企業支配の一つのタイプと認めながら、取締役が委任状を媒介とすることによって、無機能化していた群小株主の議決権を事実上自己のものとして活性化する事態を根拠に経営者支配を主張したことは周知のとおりである。

第二に、株式所有だけで企業支配問題を論ずることは不相当とする主張がある。たとえばアメリカのTNECは上位株主の所有比率以外に株式全体の分布状況が重要であることや株式所有比率は取締役会の構成に必ずしもそのまま反映されるわけではないことを主張している。⁽³⁾ また雲嶋良雄氏は「所有者、経営者、金融業者等の中に展開される会社支配権をめぐる闘争」⁽⁴⁾ を挙げており、二木雄策氏は株式所有関係以外に「資金の借入れ、役

員の兼任、企業の歴史など⁽⁵⁾を挙げている。その他D. M. コッツは議決権行使、株式売却、外部資金供給、取締役派遣を挙げて、これらを基礎とした銀行による支配を主張しており⁽⁶⁾、上林貞治郎氏は「巨大な金融資本、金融寡頭制、国家独占資本主義の諸条件⁽⁷⁾」を指摘している。ただし、株式所有関係が最も基本的かつ重要な決定要因であり、これ以外の要因を導入すればするほど企業支配形態の判定に恣意性が高まるという主張もある⁽⁸⁾。

第三に、株式分散という事態の認識そのものに対する再考察の提唱がある⁽⁹⁾。この提唱は企業結合関係の進展の中で見られる大規模法人株主への株式集中を指摘している。この指摘によれば、株式が単純に分散し続けると考えるのは必ずしも正しくはなく、大規模法人への集中現象の認識が必要である。しかもそのような状況下では「所有」が法人による相互所有というレベルに高められているため、所有に対する新たな評価が必要となる⁽¹⁰⁾。

以上の考察から、株式分散を論拠として経営者支配の成立を説く見解に関しては次のことが言えるであろう。

(a) 企業支配の決定要因は単一ではなく、株式の分散のみを根拠として経営者支配を必然的なものと結論づけることには無理がある。

(b) 法人大株主への株式の集中現象があり、しかもそこでは法人間の相互所有という事態が見られるため、株式の分散およびその結果としての所有者の後退を無条件で主張することは適当ではない。

(c) しかし、企業の巨大化に伴って多くの株主が無機能化するの認めねばなるまい。これの本質をどう認識するかについては見解が分かれ、またこれが経営者支配成立の原因と言えるか否かも断定はしきれない。しかしながら企業が多くの無機能株主をかかえ、彼等にとっては少なくとも「所有」の機能が制限されたものになっていることは確かであろう。

- (1) 経営者支配判定に用いる持株の集中度を設定する合理的根拠は必ずしも明らかではない（村田 稔・経営者支配論、東洋経済新報社、1972年、34頁参照）。

また、パーリ＝ミーンズがこれを20%に設定し（A. A. Berle and G. C.

Means, *The Modern Corporation and Private Property*, Revised Edition, Harcourt, Brace & World, Inc., 1968 (1st Edition, 1932), p. 108), また彼の方法を踏襲している R.J.ラーナーはこれを10%に設定していることから恣意性がうかがわれる (R. J. Lerner, "Ownership and Control in the 200 Largest Nonfinancial Corporations, 1929 and 1963", *The American Economic Review*, Vol. 56, No. 4, 1966, p. 779)。

- (2) 雲嶋良雄・経営管理学の生成, 同文館出版, 1966年, 309～310頁参照。
- (3) cf., Temporary National Economic Committee (TNEC), *The Distribution of Ownership in the 200 Largest Nonfinancial Corporations*, Monograph No. 29, 1940, p. 100 and 111.
- (4) 雲嶋良雄・前掲書, 310頁。
- (5) 二木雄策・日本の株式所有構造, 同文館出版, 1982年、158頁。
- (6) cf., D. M. Kotz, *Bank Control of Large Corporation in the United States*, University of California Press, 1978, p.18～22. 西山忠範訳・巨大企業と銀行支配, 文真堂, 1982年, 22～25頁参照。
- (7) 上林貞治郎・新版現代企業発展史論, 森山書店, 1975年, 69頁および65頁, 74頁参照。
- (8) 二木雄策・前掲書, 140頁, 158頁参照。
- (9) たとえば, R. Fitch and M. Oppenheimer, *Who Rules the Corporations?*, *Socialist Revolution*, Vol. 1, No. 4, 5, 6, 1970.
三戸 浩・日本大企業の所有構造, 文真堂, 1983年, および二木雄策・前掲書など。
- (10) 二木雄策・前掲書, 139～141頁参照。

次に、企業経営職能の高度化を論拠として経営者支配の成立を説く見解について検討してみよう。

企業が巨大化すれば企業経営の内容が量的に増大するのみならず、質的にもその困難性が高くなるであろう。そのため、今日巨大企業の経営者に求められる要件は高度化していると言うことができよう。そこで、このような要件を充たしうる者が所有者の中に見い出せる可能性はしだいに低下し、専門経営者に経営を委任する必要性が高まっている⁽¹⁾。ガルブレイスのテクノストラクチャ論はさらにこの専門的な知識の所有者が大量に必要とされ、専門家の集団による企業経営が不可避となっている状況をとらえ

たものと言えよう。⁽²⁾

企業経営が専門経営者に委任されるとなると、その結果彼等が独自の判断に基づいて企業経営に当たる条件が拡大するのかが問題となる。そもそも会社の取締役の地位は法律的な視角から見た場合委任契約関係の一類型として形成されるものである。したがって受任者としての取締役は「ある程度の自由裁量の権限を有し、委任者の指図だけに頼ることなく、委かされた事務を、その目的に従って、最も合理的に処理する権利・義務を有する⁽³⁾」。ここに言う「合理的」が何に照らして合理的であるかがまた問題であるが、専門経営者が、いわゆる所有経営者とは異なったタイプの人間であり、異なった理念と価値観とを有しているとする説は今日多くある。⁽⁴⁾

しかし経営者支配の成立を言うためには法人大株主や銀行等による支配・制約からの独立を立証しなければならない。⁽⁵⁾ところが企業に対してこれらから有効な影響力が及ぼされているという説は先に列挙したとおりに多くある。専門経営者がこれらから独立するために企業経営の専門職能がどれ程の力をもちうるのかを判定するのは極めて困難であろう。したがって、企業経営職能の高度化を論拠として経営者支配の成立を説く見解については次のように考えるのが妥当ではなかろうか。

(a) 今日、巨大企業においては専門経営者の高度な企業経営能力が不可欠となり、これが専門経営者の台頭を促進している。そして「経営者の役割りと相対的独自性が注目されている」⁽⁶⁾。

(b) 専門経営者が企業経営者の地位に就いた場合、必ずしも所有者の指図には頼らないで独自の判断に基づく経営政策が採用される事態が可能性としてはありうる。したがってこの限りでは所有経営者タイプの企業と専門経営者タイプの企業とを区分する意味はあると言えよう。

(c) しかし専門経営者が自ら具備した専門知識の故に法人大株主や銀行等からの力を完全に排除しようと言いつけることは困難である。したがって専門的企業経営職能の高度化が経営者支配を成立せしめるとするのはこの職能の意義をやや過大評価したものではなかろうか。

- (1) 専門経営者に経営を委任する必要性が高まっていることを主張する説としては例えば次のものがある。
R. A. Gordon, *Business Leadership in the Large Corporation*, University of California Press, 1966 (1st Edition, 1945), p. 71. 平井泰太郎, 森昭夫訳・ビジネス・リーダーシップ, 東洋経済新報社, 1954年, 76~77頁。
J. Scott, *Corporation, Classes and Capitalism*, Hutchinson & Co., Ltd., 1979, p. 20. 中村瑞穂, 植竹晃久監訳・株式会社と現代社会, 1983年, 文真堂, 13頁。および山城 章・経営学原理, 白桃書房, 1981年, 29頁, 77頁参照。
- (2) 「現代企業においては, 非常に多くの決定, しかも重要な決定のすべてが一人の人間がもっている以上の多くの情報に依存する」(J. K. Galbraith, *The New Industrial State*, Second Edition, Revised, Houghton Mifflin Company, Boston, 1971, p. 59~60. 都留重人監訳・新しい産業国家, 第二版, 河出書房新社, 1979年, 100頁)。
- (3) 我妻 栄・債権各論中巻二, 岩波書店, 1965年, 653~656頁参照。
- (4) たとえば, R. Marris, *The Economic Theory of "Managerial" Capitalism*, Macmillan Co., 1964. 大川勉, 森重泰, 沖田健吉訳・経営者資本主義の経済理論, 東洋経済新報社, 1971年。
- (5) 村田稔氏は経営者支配実証の要件として次の二点を挙げている。経営者が(i)大株主の支配から独立し, かつ(ii)金融資本の支配から独立していること(村田 稔・経営者支配論, 東洋経済新報社, 1972年, 19頁参照)。
- (6) 荒川米一郎・「株式会社における所有と支配」, 日本経営学会編, 現代企業の所有と支配, 経営学論集54, 千倉書房, 1984年, 7頁。

ここで, 経営者支配の成立を前提としている主張に対する評価を総括してみよう。まず形式上の問題として, 今日巨大企業の経営者の地位には専門経営者が就いていること, したがって少なくとも形式的には彼等によって企業政策が決定され, 執行されているのが一般的であることは否定できない。そこで, 経営者支配肯定論と否定論との違いはどこにあるかを見てみると, それはこの専門経営者が名実ともに自己の自主性を確立しているのか, それとも実質的には所有者(特に法人としての所有者)その他の意志の枠内にとどまっているのかという点の認識の違いにしばられよう。

経営者支配否定論者がその主張の根拠としているのは主として銀行（通例債権者，所有者の両側面をもつ）による支配の存在であったことはすでに確認した。しかしこのタイプの論者でも，たとえばフィッチ＝オッペンハイマーのように，銀行が議決権の行使を自己抑制する場合のありうることとも認めている⁽¹⁾。他方経営者支配肯定論についてみると，たとえば三戸公氏によれば，専門経営者の行動に対する所有者等からの介入を認めながら，それが被介入企業の存続を脅かすほどにはなされないという理由で専門経営者の自主性を主張している⁽²⁾。

このように，専門経営者の存在と所有者などからの「制限つき介入」の存在とは両者とも認めている。したがって端的に言えば「制限つき介入」の「介入」を強調するのが経営者支配否定論であり，「制限」を強調するのが経営者支配肯定論であるという見方ができよう。専門経営者の存在自体は認めざるをえないが，いわゆる企業支配者は誰であるかをめぐる問題については未だ明確な結論が導かれていないのが実状ではなからうか⁽³⁾。

そこで，経営者支配の成立を前提とし，これの進展を指標として経営形態を類別しようとする方法に対する，経営形態規定要因としての最終的な評価としては次のように言うことができよう。

(a) 今日，巨大企業においては少なくとも形式的には専門経営者が企業経営政策を決定し，執行しているのが一般的である。しかし誰が企業を支配しているのかを判定することは極めて困難であり，経営者支配の成立は未だ論証済みではない⁽⁴⁾。

(b) 経営者支配の成立が論証しきれないと言うことは，これを前提とした，所有経営者支配経営と専門経営者支配経営との類別は必ずしも正当性をもたないことになる。事実「経営者支配が実際に株主支配と異なる政策をもたらしめているのかどうかについて容易に結論を下させるほどのものではなかった」という意見もある⁽⁵⁾。専門経営者による企業支配が成立することを肯定し，これが原因となって彼等に固有の企業経営タイプが成立すると主張することは，企業構造の変化に対する専門経営者の意志の自由をあ

まりにも過大評価したものと言えよう。

(c) それでは専門経営者の登場そのものまで何の指標にもならないのであろうか。企業経営職能の高度化に着目する見解が指摘しているとおり、企業経営主体としての専門経営者の登場は今日の巨大企業に不可欠であったという側面を有している。すなわちそれは企業の維持・継続的發展が企業の巨大化に伴ってしだいに困難性を増す状況下で、企業發展のための不可欠の要件であったのである。ということは、専門経営者の登場はまず企業の巨大化を前提としており、しかもこれに伴って所有経営者が直面した企業経営上の限界を克服するための方策がとられたことを意味するものであろう。したがって専門経営者の登場そのものは必ずしも彼等による支配の成立を意味するものではないが、それは少なくとも、一つには企業資本規模の巨大化と、今一つには、企業が所有者の利益追求のみを目標とする段階を脱したことを示す象徴的な指標としての意味を有しているのではないだろうか。次に取り上げる「第二の主張」はこのような認識を發展させたものと考えられる。

- (1) R. Fitch and M. Oppenheimer 著、岩田巖雄、高橋昭三監訳・だれが会社を支配するか、ミネルヴァ書房、1978年、55～56頁参照。
- (2) 三戸 公・財産の終焉、文真堂、1983年、78頁および131～132頁参照。
- (3) スウィージとマグドフによれば、『だれが企業を支配しているか』という問題を論理的な方法で、あるいは体系的な方法で議論することは不可能]であり(p. 119, 邦訳・177頁)、あえて言えば、産業会社、公益事業会社のみならず、銀行その他の営利的金融諸機関をふくめて、株式会社を支配するのは独占資本である (p. 141, 邦訳・214頁)。P. M. Sweezy and H. Magdoff, *The Dynamics of U. S. Capitalism*, Monthly Review Press, 1972. 岸本重陳訳・アメリカ資本主義の動態、岩波書店、1978年。
- (4) 村田 稔・経営者支配論、東洋経済新報社、1972年、はしがき参照。
- (5) P. I. Blumberg, *The Megacorporation in American Society*, Prentice-Hall, Inc., Englewood Cliff, New Jersey, 1975, p. 150. 中村瑞穂監訳・巨大株式会社〔メガコーポレーション〕、文真堂、1981年、198頁参照。

②-2 第二の主張(経営者自身の公共性深化)に対する評価

「第一の主張」で取り上げた経営者支配論は、いわゆる所有と経営の分離という認識に基づいて、専門経営者の台頭に着目し、彼等に見られる所有者的规定性の希薄化を説いたうえで、そこに所有者のみの利益に束縛されない企業経営を行う条件が成立することを主張するものであった。所有経営者に対する専門経営者の違いを明らかにすることに重点が置かれているため、そこでは企業経営主体に公共性への配慮があるか否はまだ明確には問題とされていなかった。

これに対して「第二の主張」は「第一の主張」をふまえた上で、所有者と専門経営者のみならず、労働者や消費者までもスコープに収めたものである。⁽¹⁾今日の巨大企業は公共性を強く帯びた社会的存在となっているという認識に基づいて、企業経営主体が所有者や専門経営者の利益を超えた、公共性にも配慮することの可能性と必要性が説かれている。この主張によれば、企業経営主体が企業の様々な集団の多様な要求を平準化し、公共性を体現する時、新しいタイプの経営が生成する。以下、企業経営主体自身における企業の公共性への認識の有無が経営形態規定要因としての有効性をもたらるか否かを考察してみよう。

企業の巨大化は所有者の増大にそって実現されるのみならず、企業に係りを有する労働者、消費者、企業などの増大を必然的に伴う。また、通例その企業が立地する地域社会との係りも増大する。このことは一企業に対して共通の利害関係を有する人々や企業が大量に生み出されることを意味する。そして、これは従来企業経営に対して有効な影響力を持ち得なかった諸要素を利害集団として成長・浮上せしめる原因となろう。ここに、企業経営において企業が(具体的にはその経営者が)配慮すべき要因が増大したことは事実として認識せねばなるまい。⁽²⁾

すでに「所有者論」への批判において確認したとおり、企業の古典的概念によれば企業は所有者の利益のみを目的として運営されるべきものと考えられていた。ところが企業の発展につれてこの考え方が現実にそぐわな

いものとなったのである。たとえば企業経営の如何は労働者本人はもとより、その家族に対しても多くの小株主に対するよりはるかに直接的な影響力を有している。また、パーリ＝ミーゼの言うごとく、企業が巨大化すると国民経済に対しても直接・間接に多大な影響力をもつようになり、この点からも企業がその社会的責任へ配慮することが必要となる。ここにいわゆる「株主至上主義の後退」や「公共的性格」が主張されるようになる。

しかし、これらの主張に関しては次の点を確認しておく必要がある。 「株主至上主義の後退」や「公共的性格」が企業の社会的性格の深化を自覚し、企業の係る広い社会的関係に配慮した企業経営を意味する限りでは異論は無い。しかし、仮りに前者でもって企業における株主の地位が過少評価されるようなことがあつてはなるまい。今日、自然人としての個人株主の多くは零細株主化し無機能化している。したがってこの点に限れば企業における株主の地位は大きく後退していると言うこともできよう。ところが、すでに確認したとおり、このことと並行して巨大企業においては大規模法人株主への株式の集中現象が見られ、しかもそれが企業間の相互所有の進展の中で行われている。この状況をふまえる時、企業経営における株主の地位はもはや自然人としての個人のレベルでは正確に把握されえず、法人のレベルでとらえられる必要が生じている。さらに、法人としての企業が他企業の株式を所有することの基本的な目的が被所有企業の経営資源を自企業の発展に寄与せしめるという点にあるのは否定できまい。となれば、株主が企業における唯一の利害者集団ではないとしても、株主の意向が企業経営において配慮されるべき主要な要素であることも否定すべきではなかろう。

また、「公共的性格」によって営利原則の否定による社会奉仕主義の優先を意味してはなるまい。これは企業の個別資本としての側面を捨象した認識であり、不適當と言わざるをえない。企業の存立、発展が財産の私有を基本原則とし相互の競争を前提としている以上、企業がその具体的現象として市場でのシェアの拡大、および営利追求から逃れることはできま

い。われわれは企業が社会経済はもちろん、「広く社会生活一般と相依的に密接に結びついた社会的個別資本⁽³⁾」であると認識し、一面での私利私欲の追求と、他面での企業の公共性、社会的責任の遂行は共に元来企業に備わっている本質の二側面である⁽⁴⁾と考える。しかしながら今日企業の社会的存在としての性格が深化しつつあることはもはや否定しうべくもない。そして所有経営者よりも専門経営者の方が所有者の利益追求という束縛が弱い故に、公共性へ配慮することがより容易であると考えられる。社会的性格の深化した企業ではその社会的責任を果たすためにも少なくとも、企業経営主体として専門経営者を迎えることを余儀なくされるのはこの故であろう。

ところが、バーリ＝ミーンズは公共性への配慮の実現を「経営者の良心」に期待している⁽⁵⁾。これは、経営者による公共性の体现は、たとえ客観的状況が同じでも、人ごとに異なる可能性があることを意味する。われわれも経営者による裁量の幅が皆無だとは思わない。しかし、それは極めて制限されているのが実状ではなからうか。企業経営主体の行動は、むしろ、企業の客観的諸状況の如何にこそ大きく規定されていると考える。したがって企業において公共性に配慮した政策がどの程度実践されているかを明確にするためには、たとえば労働者が企業経営主体として参加することが、程度の差はあれ、社会的に受け入れられているか否かを具体的に検討してみなければなるまい。

したがって、「第二の主張」については次のように言わざるをえまい。専門経営者の台頭は、所有経営者の場合よりも、公共性に配慮した政策が実践される可能性が高まったことを示す指標にはなりえよう。しかしその具体的な実践を経営者の良心に期待するのは適当ではない。

(1) このような見解は、すでに「専門経営者論」の具体例として取り上げた説以外にも多くある。たとえばC. ケイゼンは企業経営者が、株主、被雇用

者、顧客、一般公衆、それに企業自身に対しても責任を負うべきことを述べている（C. Kaysen, “The Social Significance of the Modern Corporation”, *American Economic Review*, Vol. 47 No. 2, 1957, p. 313.）。

- (2) 企業の社会的責任を論じたものとしてはたとえば、高田馨・経営者の社会的責任、千倉書房、1974年。中谷哲郎、川端久夫、原田実編・経営理念と企業責任、ミネルヴァ書房、1979年。対木隆英・社会的責任と企業構造、千倉書房、1979年などがある。
- (3) 稲葉 襄・企業個別経済学、襄山経営研究会、1982年、1-58頁。
- (4) 企業あるいは経営者の社会的責任の意義は、たとえば藻利重隆氏によれば短期的・一時的営利にかえて長期的・継続的営利を提唱することにある（藻利重隆・現代株式会社と経営者、千倉書房、1984年、161~163頁参照）。しかし、営利と社会的責任とは本質的に異なるものであり、単なる時間の長短のみで区別できるものではないのではなかろうか。氏の説はいわば営利一元論であり、社会的責任は営利のための手段としての位置づけがなされているにすぎないと考えられる。
- (5) 藻利重隆・前掲書、15頁参照。

③ 「専門経営者論」に対する評価の総括

企業経営主体としての専門経営者の台頭は、まず第一に、これが多くの無機能株主の存在を背景としていること、また、所有者の利益以外のものへも配慮する必要性を背景としていることから、企業の所有者至上主義的性格の希薄化を示す指標、広い意味では、企業の社会的性格の深化を示す指標とすることができよう。ただし、専門経営者の台頭から直ちに公共性に配慮した中立的政策の実践を主張することは適当ではなかろう。この点を明らかにするには次の「労働者参加論」の展開をまたねばなるまい。第二に、企業経営職能が高度化する中で企業が競争に遅れをとらず、継続的発展を実現するためには専門経営者による経営が不可欠であったという点に着目すれば、専門経営者の台頭は企業がその規模を一層拡大し、しかも営利追求をより確実にする体制を整備したことを示す指標の一でもあると言えよう。（以下次号）